

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

2022年7月21日

株式会社イナリサーチ

2022年7月21日

株式会社イナリサーチ
代表取締役社長 中川 賢司

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に規定する書面)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）である株式会社新日本科学（以下「新日本科学」といいます。）から、2022年7月21日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（但し、新日本科学及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部を新日本科学に売り渡すことを請求すること（以下「本株式売渡請求」といいます。）に関する通知を受領し、同日開催の取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）
名称：株式会社新日本科学
住所：鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438番地
2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）
 - (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
 - (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）
新日本科学は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき900円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2022 年 8 月 19 日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

新日本科学は、本売渡対価の全てを、新日本科学が保有する現預金により支払うことを予定しております。新日本科学は、同社が 2022 年 6 月 2 日から当社株式に対して実施した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に係る公開買付け届出書の添付書類として 2022 年 5 月 31 日時点の新日本科学の残高証明書を提出しており、また、同日以降、新日本科学において、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

- (6) 上記のほか、本株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて新日本科学が指定した方法により、本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号）

- (1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付けに関して当社が 2022 年 6 月 1 日付で公表いたしました「株式会社新日本科学による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する

る事項)」に記載のとおり、新日本科学が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を新日本科学の完全子会社とするための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付け価格を含む本取引の取引条件が妥当なものであるとの結論に至りました。

(i) 検討体制の構築の経緯

当社の代表取締役会長である中川博司氏及び代表取締役社長である中川賢司氏は、2021 年 10 月下旬に、新日本科学から、初期的に、当社の今後の事業運営のあり方や新日本科学並びに連結子会社 25 社及び関連会社 4 社から構成されるグループ（以下「新日本科学グループ」といいます。）と当社との協業等についての協議を開始したい旨の打診を受けました。その後、2021 年 12 月中旬までに具体的な協議の用意があることを相互に確認し、当社は、2021 年 12 月中旬から 2022 年 3 月上旬にかけて新日本科学による初期的なデュー・ディリジェンス及び 2022 年 3 月上旬実施の当社の施設の視察等を受け入れ、この間、当社の代表取締役会長である中川博司氏及び代表取締役社長である中川賢司氏並びに常務取締役である佐藤伸一氏と新日本科学との間で、新日本科学と当社の協業の可否、シナジーの有無、本取引のスキーム、スケジュール、検討の進め方等について複数回に亘る協議を重ねるとともに、2022 年 1 月下旬に、当社が過去にファイナンシャル・アドバイザーとして起用したことのあるジェイ・キャピタル・パートナーズ株式会社（以下「JCP」といいます。）の紹介により、当社及び新日本科学から独立した法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、西村あさひ法律事務所の助言を踏まえ、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から、新日本科学グループと当社との協業等の検討及び新日本科学との協議を行いました。その後、当社は、2022 年 3 月 16 日に、新日本科学から意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領し、新日本科学が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を完全子会社とする本取引の提案を受けました（なお、当該提案時点において、本取引の価格については提示されておられません。）。

そして、当社は、本取引は支配株主による従属会社の買収やいわゆるマネジメント・バイアウトに該当しないものの、当社株式 187,400 株を所有する当社の代

表取締役会長である中川博司氏及び当社株式 448,500 株を所有する当社の代表取締役社長である中川賢司氏が、新日本科学との間で、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（総称して、又は個別に、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結する可能性があること等を踏まえ、当社の取締役会において本取引の是非を検討するに際して、当社の意思決定過程の恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、2022年3月22日開催の取締役会の決議に基づき、松崎堅太郎氏（当社独立社外監査役、公認会計士、税理士、税理士法人mkパートナーズ代表）、芦部喜一氏（当社独立社外取締役、元天童精機株式会社代表取締役会長）、佐藤尚子氏（当社独立社外取締役、元長野県こども・若者担当部長）及び浦野正敏氏（当社独立社外監査役、元KOA株式会社常勤監査役）の4名を委員として、当社及び新日本科学並びに本取引の成否から独立性を有する特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し（詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、本特別委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本取引の取引条件の公正性・妥当性、(c)本取引の手続の公正性、(d)本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、並びに(e)上記(a)乃至(d)を踏まえて当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、上記(a)乃至(e)を総称して「本諮問事項」といいます。）に対する意見（答申）の提出を委嘱いたしました。また、上記の取締役会においては、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないとは判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しないことを決定いたしました。

なお、上記のとおり、当社の代表取締役会長である中川博司氏及び当社の代表取締役社長である中川賢司氏は、新日本科学との間で本応募契約をそれぞれ締結する可能性があることに鑑み、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保するため、本意向表明書の受領以降は、上記取締役会における審議及び決議を含めて、当社の取締役会における本取引に係る審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において新日本科学との間の本取引に係る協議及び交渉にも参加しておりません。

また、当社は、上記の取締役会の決議に基づき、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の適切な判断を確保し、その役割を十分に果たすため、本特別

委員会に対して、(ア)本特別委員会の財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー（以下「アドバイザー等」といいます。）を選任し、又は当社のアドバイザー等を指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限（なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができ、また、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とするものとしております。）、(イ)本取引に関係する当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザー等に対して、本特別委員会への出席を要求し、必要な事項について説明を求める権限、及び(ウ)本取引の取引条件等に関する当社による交渉について事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限を付与いたしました。

本特別委員会は、上記の権限に基づき、2022年3月22日開催の第1回特別委員会において、当社のアドバイザー等の選任に関して、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社が既に選任していた西村あさひ法律事務所を当社の法務アドバイザーとすることを承認するとともに、当社が、過去にもファイナンシャル・アドバイザーとして起用したことがある JCP を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任する予定であり、また、いくつかの第三者算定機関の候補先の中から総合的な判断の結果、株式会社 Stand by C（以下「Stand by C」といいます。）を当社の第三者算定機関として選任する予定であることを踏まえ、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、JCP を当社のファイナンシャル・アドバイザーとすること及び Stand by C を当社の第三者算定機関とすることをそれぞれ承認いたしました。なお、本特別委員会は、自らのアドバイザー等を選任しておらず、当社のアドバイザー等から専門的助言を受けております。

以上のほか、本特別委員会の設置等の経緯、検討の過程及び判断の内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

そして、当社は、上記の本特別委員会による承認を受けて、2022年3月下旬に、当社及び新日本科学から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして JCP を、また、当社及び新日本科学から独立した第三者算定機関として Stand by

Cをそれぞれ選任いたしました。

なお、JCPは、当社及び新日本科学の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るJCPの報酬には、本取引の成立を条件に支払われる成功報酬が含まれているものの、当社としては、仮に本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、かかる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断いたしました。

(ii) 検討及び交渉の経緯

当社は、西村あさひ法律事務所から受けた本取引における手続の公正性を確保するための対応等に関する法的助言、JCPから受けた新日本科学との交渉方針等に関する助言、Stand by Cから受けた当社株式の株式価値の算定結果の報告等を踏まえ、本取引の是非及び本公開買付価格を含む本取引の取引条件について、慎重に検討の上、新日本科学との間で継続的に協議及び交渉を行いました。

具体的には、当社は、2022年4月22日に、新日本科学から、本公開買付価格を1株当たり780円とする提案を受けたものの、本特別委員会は、当該提案価格は当社株式の株式価値を適切に反映したあるべき価格水準から明らかに乖離していると考え、同月25日に、新日本科学に対して、当該提案価格を再検討するように要請いたしました。その後、新日本科学から、同月27日に、当社として具体的な価格を提案するように要請を受けたことを踏まえ、本特別委員会は、同年5月23日に、新日本科学に対して、当該提案価格は当社株式の株式価値を適切に反映したあるべき価格水準を大きく下回るものであり、当社としてはこれを受け入れることはできないとして、本公開買付価格を1株当たり1,030円とする提案を行いました。これに対して、新日本科学から、同月24日に、本公開買付価格を850円とする再提案を受けたところ、本特別委員会は、同月24日に、新日本科学に対して、当該提案価格は依然として当社株式の株式価値を適切に反映したあるべき価格水準を下回るものであり、当社としてはこれを受け入れることはできないとして、本公開買付価格を980円とする提案を行いました。これに対して、新日本科学から、同月27日に、本公開買付価格を865円とする再提案を受けたところ、本特別委員会は、同月27日に、新日本科学に対して、当該提案価格は依然として当社株式の株式価値を適切に反映したあるべき価格水準を下回るものであり、当社としてはこれを受け入れることはできないとして、本公開買付価格を920円とする提案を行いました。これに対して、新日本科学から、同月30日に、本公開買付価格を880円とする再提案を受けたところ、本特別委員会は、同月30日に、新日本科学に対して、当該提案価格は当社の取締役会が当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議できる水準に達しておらず、当社としてはこれを受け入れることはできないとして、本公開買付価

格を 900 円とする最終提案を行いました。そして、新日本科学から、同月 31 日に、当該最終提案を受け入れる旨の回答を得ました。

(iii) 意思決定の内容

以上の経緯を踏まえ、当社は、2022 年 6 月 1 日開催の取締役会において、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、JCP から受けた財務的見地からの助言及び Stand by C から提出を受けた当社株式の株式価値の算定結果に関する 2022 年 5 月 31 日付株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された 2022 年 6 月 1 日付答申書（以下「本答申書」といいます。なお、本答申書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iii) 答申の概要」をご参照ください。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、また、本公開買付け価格を含む本取引の取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討及び審議を行いました。

その結果、当社は、以下の点を踏まえ、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至りました。

第 1 に、前臨床試験の受託はグローバル市場が舞台であるところ、当社においては、国内はもちろん海外の製薬企業を含めた顧客からの受託体制を強化することが喫緊の課題となっております。当社としては、このような受託体制の強化には、グローバルな競争環境の中で各現地国での受託獲得を遂行できる一定以上の企業規模が必要であると認識しており、本取引により当社が新日本科学グループの一員となることは、この規模拡大に資すると認識しております。

第 2 に、当社は、現在、海外からの前臨床試験の受託拡大に注力しており、特にアジア圏での受託による昨今の業績への好影響は顕著であったと認識しております。一方、新日本科学は米国・欧州圏での受託獲得にも強みがあるとのことであり、本取引により当社が新日本科学グループの一員となることによって、当社がグローバル市場で受託を獲得できる蓋然性が一層高まるものと認識しております。

第 3 に、当社においては、昨今の大型動物等の試験資材の価格高騰を踏まえ、その安定調達がかつ重要な課題となっております。本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、新日本科学は「自社グループ内

における大型実験動物繁殖・供給体制」をCROとして唯一構築できていると認識しているとのことであり、本取引により当社が新日本科学グループの一員となることは、当社における試験資材の調達の安定化に資すると認識しております。

第4に、本取引により当社が非上場会社となることによって、昨今の市場再編により厳格化された上場維持基準への適合や、2021年6月に改訂がなされ、新市場区分への移行により当社の属するスタンダード市場においても全原則が適用されることとなったコーポレートガバナンス・コードへの対応等を含めた、近時増加した上場維持に係る業務・コスト負担に加え、有価証券報告書等の継続的な情報開示、監査法人に委託する会計監査、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用に代表される上場維持費用の削減が図られるものと認識しております。

また、当社は、以下の点を踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の取引条件が妥当であると判断するに至りました。

- (a) 本公開買付価格は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているStand by Cによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るとともに、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること。
- (b) 本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2022年5月31日の当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場における終値637円に対して41.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値636円に対して41.51%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値622円に対して44.69%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値622円に対して44.69%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるところ、かかるプレミアムの水準は、過去3年間（2019年5月から2022年4月まで）に行われた発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち、完全子会社化を目的とするものであって、対象者が賛同意見を表明している事例（但し、公開買付けの実施前における買付者及びその特別関係者の合計の議決権所有割合が20%未満である事例のうち、マネジメント・バイアウトに該当しない事例に限ります。）15件におけるプレミアムの水準（公表日の前営業日を基準日としたプレミアム率の中央値は、基準日対比で33.01%、基準日までの過去1ヶ月間の終値単純平均対比で36.18%、同過去3ヶ月間の終値単純平均対比で41.04%、同過去6ヶ月間の終値単純平均対比で35.00%）を上回る水準であ

り、本公開買付価格は相応なプレミアムが付された価格であると評価できること。

- (c) 本公開買付価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性及び透明性を担保するための措置が十分に実施されており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられること。
- (d) 本公開買付価格は、上記(c)の措置が実施された上で、上記「(ii) 検討及び交渉の経緯」に記載のとおり、本特別委員会と新日本科学との間における真摯かつ継続的な協議及び交渉が行われた結果として合意されたものであること。
- (e) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書においても、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は公正かつ妥当なものであると判断されていること。

以上より、当社は、2022年6月1日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件が妥当なものであると判断し、本公開買付けに対して賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当該取締役会における決議の方法については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2022年7月14日に、新日本科学より、本公開買付けの結果について、当社株式2,768,229株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2022年7月20日（本公開買付けの決済の開始日）付で、新日本科学の所有する当社株式の議決権所有割合（注1）は92.31%となり、新日本科学は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注 1) 「議決権所有割合」は、当社の総株主の議決権の数に対する割合をいい、当社が 2022 年 6 月 27 日に提出した第 48 期有価証券報告書に記載された同日現在の発行済株式総数 (2,998,800 株) に係る議決権の数 (29,988 個) を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

このような経緯を経て、当社は、新日本科学より、2022 年 7 月 21 日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に検討及び協議いたしました。

その結果、当社は、2022 年 7 月 21 日開催の取締役会において、(i) 本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付け価格を含む本取引の取引条件が妥当なものであるとの判断に至っており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式 1 株につき 900 円という本売渡対価は本公開買付け価格と同一の価格であるところ、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意」に記載のとおり、本公開買付け価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性及び透明性を担保するための措置が十分に実施されていること等から、本売渡対価は本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられること、(iii) 新日本科学は、本売渡対価の全てを、新日本科学が保有する現預金により支払うことを予定しているところ、新日本科学が本公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として提出した 2022 年 5 月 31 日時点の新日本科学の残高証明書を確認した結果、新日本科学が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることに加えて、新日本科学によれば、同日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、新日本科学による本売渡対価の支払のための資金の準備状況及び確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡対価以外の本株式売渡請求に係る取引条件も相当であると考えられること、(v) 当社の取締役会が本公開買付けに対する意見表明を決議した時点から 2022 年 7 月 21 日に至るまでに当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(vi) 本特別委員会は、本売渡対価による本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引が当社

の少数株主に不利益なものではないと考えられることを内容とする本答申書を提出していること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、新日本科学からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

なお、本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、当社の代表取締役会長である中川博司氏及び当社の代表取締役社長である中川賢司氏は、本公開買付けの実施にあたり、新日本科学との間で本応募契約をそれぞれ締結していたことに鑑み、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保するため、上記取締役会における審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において新日本科学との間の本株式売渡請求に係る協議及び交渉にも参加しておりません。

以上のとおり、当社は、本売渡対価の総額及び上記「2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）」の「(2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）」についての定めは、相当であると判断しております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付け価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、新日本科学及び当社は、当社の代表取締役社長である中川賢司氏（448,500 株、所有割合（注 2）14.96%）及び当社の代表取締役会長である中川博司氏（187,400 株、所有割合 6.25%）が、応募予定株主（注 3）であること、本公開買付けが当社を新日本科学の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として行われることを考慮し、本公開買付け価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性及び透明性を担保するため、以下のような措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、新日本科学において実施した措置については、新日本科学から受けた説明に基づくものです。

（注 2）「所有割合」とは、当社が 2022 年 5 月 12 日に公表した「2022 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された 2022 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数

(2,998,800株)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入しております。)。以下所有割合の記載について同じです。なお、当社は、本公開買付けの実施についての公表日である2022年6月1日現在において、自己株式を所有しておりません。

(注3)「応募予定株主」とは、当社の代表取締役社長であり、当社の代表取締役会長である中川博司氏の長男であり、かつ、本公開買付けの実施についての公表時点において当社の主要株主及び筆頭株主であった中川賢司氏(所有株式数448,500株、所有割合14.96%)、当社の代表取締役会長であり、かつ、本公開買付けの実施についての公表時点において当社の第三位株主であった中川博司氏(所有株式数187,400株、所有割合6.25%)、並びに当社の代表取締役会長である中川博司氏の配偶者であり、本公開買付けの実施についての公表時点において当社の第八位株主であった中川睦子氏(所有株式数44,500株、所有割合1.48%)を総称していいます。以下応募予定株主の記載について同じです。

① 新日本科学における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

新日本科学は、本公開買付価格を決定するに当たり、新日本科学、当社及び応募予定株主から独立した第三者算定機関として、山田コンサルティンググループ株式会社(以下「山田コンサル」といいます。))に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2022年5月31日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、新日本科学は、本「①新日本科学における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」から下記「⑦新日本科学における他の買付者からの買付機会を確保するための措置」までに記載の他の適切な公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置の実施を通じて、当社の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えられることから、山田コンサルから本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、山田コンサルは、新日本科学、当社及び応募予定株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。詳細につきましては、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「②公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性及び妥当性を担保するため、当社及び新日本科学から独立した第三者算定機関である Stand by C に対して、当社株式の株式

価値の算定を依頼し、2022年5月31日付で当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、Stand by Cは、当社及び新日本科学の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るStand by Cの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、当該報酬には本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。なお、当社は、本公開買付けの公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。詳細につきましては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

③ 当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社の取締役会において本取引の是非を検討するに際して、当社の意思決定過程の恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、本特別委員会を設置することにいたしました。そして、当社及び新日本科学並びに本取引の成否からの独立性を担保するため、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役及び社外監査役合計4名を委員の候補とし、委員としての適格性を有することを確認した上で、2022年3月22日開催の取締役会の決議に基づき、松崎堅太郎氏（当社独立社外監査役、公認会計士、税理士、税理士法人mkパートナーズ代表）、芦部喜一氏（当社独立社外取締役、元天竜精機株式会社代表取締役会長）、佐藤尚子氏（当社独立社外取締役、元長野県こども・若者担当部長）及び浦野正敏氏（当社独立社外監査役、元KOA株式会社常勤監査役）の4名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対して、本諮問事項に対する意見（答申）の提出を委嘱いたしました。また、上記の取締役会においては、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しないことを決定いたしました。

なお、本特別委員会の委員は、本特別委員会の設置当初から変更されておらず、また、本特別委員会の委員の互選により、松崎堅太郎氏を本特別委員会の委員長として選定いたしました。本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社は、上記の取締役会の決議に基づき、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の適切な判断を確保し、その役割を十分に果たすため、本特別委員会に対して、(a)本特別委員会のアドバイザー等を選任し、又は当社のアドバイザー等を指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限（なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができ、また、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的費用は当社の負担とするものとしております。）、(b)本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザー等に対して、本特別委員会への出席を要求し、必要な事項について説明を求める権限、及び(c)本取引の取引条件等に関する当社による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限を付与いたしました。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は2022年3月22日から2022年6月1日までの間に合計13回開催され、本諮問事項について慎重に検討及び協議いたしました。

具体的には、本特別委員会は、まず、2022年3月22日開催の第1回特別委員会において、当社のアドバイザー等の選任に関して、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、西村あさひ法律事務所を当社の法務アドバイザーとすること、JCPを当社のファイナンシャル・アドバイザーとすること、Stand by Cを当社の第三者算定機関とすることをそれぞれ承認いたしました。

そして、本特別委員会は、(a)当社及びそのアドバイザー等並びに新日本科学から提出を受けた各資料を検討し、(b)新日本科学による本取引に係る提案の経緯及びこれに対する当社の評価、当社における本取引の意義、当社の2023年3月期から2025年3月期までの中期経営計画等に関して、当社から説明を受けるとともに質疑応答を行い、(c)新日本科学グループの概要、本取引の背景・目的、本取引に係る条件、本取引後の当社の経営方針等に関して、新日本科学から説明を受けるとともに質疑応答を行い、(d)Stand by Cによる当社株式の株式価値の算定における各算定手法及び算定結果等に関して、Stand by Cから説明を受けるとともに質疑応答を行いました。

また、本特別委員会は、2022年4月22日に当社が新日本科学から本公開買付価格を1株当たり780円とする提案を受けてから、2022年5月31日に新日本科学が本公開買付価格を1株当たり900円とする本特別委員会の最終提案を受け入れるまでの過程において、本公開買付価格に関して、新日本科学との間で自ら直

接交渉を行いました。

(iii) 答申の概要

以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に検討及び協議した結果、2022年6月1日付で、当社の取締役会に対して、委員4名の全員一致により、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(a) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

以下の点を踏まえると、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものであると考えられる。

ア 新日本科学及び当社の現状

- ・ 新日本科学及び当社が属する前臨床試験（非臨床試験）事業を取り巻く事業環境は、科学技術の進展により、医薬品の開発環境が大きく変化する中で、近年においては、特にバイオ医薬品などの新たな創薬モデルへの対応が急務となっているとともに、国内外の製薬企業による医薬品開発がグローバル市場において行われている。
- ・ 前臨床試験の受託は、グローバル市場が舞台であり、国内はもちろん海外の製薬企業を含めた顧客からの受託体制を強化することが喫緊の課題となっている。また、国内外の製薬企業では、固定費削減のために、これら前臨床試験を実施する内部リソースを最小限にした上で、信頼のおけるCROへ委託を集中して変動費化するという流れが顕著になってきていると認識されており、前臨床CRO業界の市場規模は年々拡大している。
- ・ 増加する国内外の顧客からの前臨床試験実施の要望に対して十分に 대응するためには、デジタルトランスフォーメーション化（DX化）が求められるとともに、試験の実施・評価や実験動物の育成・管理のための人員体制の充実及び実験施設や飼育施設の拡張など、製薬企業からの要望にタイムリーに対応するための試験実施能力を獲得する必要性が高まっているものと考えられている。
- ・ このような背景の中、世界の前臨床CRO業界において最大の市場である米国においては、前臨床CRO企業のM&Aが活発に行われており、規模のメリットを活かして、製薬企業のニーズに応えるという動きが加速しているものと認識されており、新日本科学も世界の時流に対応するための手段としてM&Aの選択肢は考えていたとのことである。
- ・ 上記の当社及び新日本科学の事業環境等の現状は、当社及び新日本科学の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容や当

社取締役会の理解とも整合すると考えられる。

イ 本取引の目的等

- ・ 新日本科学は、当社を新日本科学グループの一員とし、新日本科学グループと当社を一体として事業運営を行うことにより、(i)海外顧客からの試験受託の増加による売上の拡大、(ii)新規創薬領域の評価技術の構築と深化、(iii)コスト削減や管理部門の効率化等による収益体質の強化のようなシナジーを発生させることができると考えているとのことである。
- ・ 一方、当社は、(i)当社においては、国内はもちろん海外の製薬企業を含めた顧客からの受託体制を強化することが喫緊の課題となっているところ、このような受託体制の強化には、グローバルな競争環境の中で各現地国での受託獲得を遂行できる一定以上の企業規模が必要であると認識しており、本取引により当社が新日本科学グループの一員となることは、この規模拡大に資すると認識していること、(ii)新日本科学は米国・欧州圏での受託獲得にも強みがあるとのことであり、本取引により当社が新日本科学グループの一員となることによって、当社がグローバル市場で受託を獲得できる蓋然性が一層高まるものと認識していること、(iii)当社においては、昨今の大型動物等の試験資材の価格高騰を踏まえ、その安定調達が喫緊かつ重要な課題となっているところ、新日本科学は「自社グループ内における大型実験動物繁殖・供給体制」をCROとして唯一構築できていると認識しているとのことであり、本取引により当社が新日本科学グループの一員となることは、当社における試験資材の調達安定化に資すると認識していること、(iv)本取引により当社が非上場会社となることによって、近時増加した上場維持に係る業務・コスト負担に加え、上場維持費用の削減が図られるものと認識していることを踏まえ本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至っている。
- ・ 上記の新日本科学及び当社それぞれが考える本取引によるシナジーは、当社及び新日本科学の事業や事業環境等を踏まえた分析結果に基づくものであり、その内容に不合理な点は認められず、本取引は当社の現在の経営課題の解決に寄与するものであると合理的に考えられる。

(b) 本取引の取引条件の公正性・妥当性

以下のとおり、本公開買付価格は、独立した第三者算定機関による当社の株式価値の算定結果に照らして妥当であり、かつ、相応なプレミアムが付された価格であること、本公開買付価格は本特別委員会と新日本科学との間における真摯か

つ継続的な協議及び交渉が行われた結果として合意されたものであること、本公開買付け後の手続も本取引の方法として妥当であることを踏まえると、本取引の取引条件は公正かつ妥当なものであると考えられる。

ア 株式価値算定結果

- ・ 当社は、本公開買付価格の公正性及び妥当性を担保するため、当社及び新日本科学から独立した第三者算定機関である Stand by C に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、当社株式価値算定書を取得した。
- ・ Stand by C は、複数の算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定方式を検討の上、市場株価基準法及びDCF法をそれぞれ採用し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を、市場株価基準法においては622円～637円、DCF法においては881円～1,211円と算定している。
- ・ 本特別委員会は、Stand by C 及び当社から、Stand by C による当社の株式価値の算定に関して、各算定手法及び算定結果、算定手法の選択、DCF法による算定の基礎となる当社の2023年3月期から2025年3月期までの中期経営計画の作成方法、作成過程及び内容、DCF法における割引率や永久成長率の算定根拠等について詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、当社株式価値算定書の内容を検討した。また、当該中期経営計画は、その策定時点における当社の現状や事業環境等も反映したものであり、その作成方法、作成過程及び内容に不合理な点は見当たらなかった。以上の検討の結果、Stand by C による当社の株式価値の算定において採用された上記の各算定手法は、現在の株式価値の算定実務に照らして一般的かつ合理的なものであると考えられ、また、その算定結果に不合理な点は認められなかった。
- ・ そして、本公開買付価格は、当該算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果のレンジの上限を上回るとともに、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内である。
- ・ したがって、本公開買付価格は、独立した第三者算定機関による当社の株式価値の算定結果に照らして妥当であると認められる。

イ プレミアムの水準

- ・ 本公開買付価格900円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2022年5月31日の当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値637円に対して41.29%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値636円に対して41.51%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値622円に対して44.69%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値622円に対して44.69%のプレミアムをそれぞれ加え

た価格である。

- ・ 上記のプレミアムの水準は、過去3年間（2019年5月から2022年4月まで）に行われた発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち、完全子会社化を目的とするものであって、対象者が賛同意見を表明している事例（但し、公開買付けの実施前における買付者及びその特別関係者の合計の議決権所有割合が20%未満である事例のうち、マネジメント・バイアウトに該当しない事例に限る。）15件におけるプレミアムの水準（公表日の前営業日を基準日としたプレミアム率の中央値は、基準日対比で33.01%、基準日までの過去1ヶ月間の終値単純平均対比で36.18%、同過去3ヶ月間の終値単純平均対比で41.04%、同過去6ヶ月間の終値単純平均対比で35.00%）を上回る水準であり、本公開買付価格は相応なプレミアムが付された価格であると認められる。

ウ 本取引の取引条件の検討及び交渉の経緯

- ・ 当社は、西村あさひ法律事務所から受けた本取引における手続の公正性を確保するための対応等に関する法的助言、JCPから受けた新日本科学との交渉方針等に関する助言、Stand by Cから受けた当社株式の株式価値の算定結果の報告等を踏まえ、本取引の是非及び本公開買付価格を含む本取引の取引条件について、慎重に検討の上、新日本科学との間で継続的に協議及び交渉を行った。
- ・ 本公開買付価格は、当社のアドバイザー等からの専門的助言も踏まえて、本特別委員会と新日本科学との間における真摯かつ継続的な協議及び交渉が行われた結果として合意されたものであると認められる。なお、実際に、かかる協議及び交渉の結果、本公開買付価格は、新日本科学が当初提案した1株当たり780円から1株当たり900円にまで引き上げられている。

エ 本公開買付け後の手続

- ・ 新日本科学は、当社を新日本科学の完全子会社とするための本取引の一環として、本公開買付けを実施するため、新日本科学が本公開買付けにより当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除く。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後速やかに、当社の株主を新日本科学のみとして、当社を新日本科学の完全子会社とするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」という。）を実施することを予定しているとのことである。そして、本完全子会社化手続においては、本公開買付けに応募しなかった当社の株主（新日本科学及び当社を除く。）に対して、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定さ

れる予定である旨が、プレスリリース等において明示される予定であるとのことである。

- ・ 本完全子会社化手続の方法は、本取引のような完全子会社化を目的とするいわゆる二段階買収の事例において一般的に採用されている方法であり、また、強圧性を排除するための配慮もなされており、本取引の方法として妥当であると認められる。

(c) 本取引の手続の公正性

以下の点を踏まえると、本取引においては適切な公正性担保措置及び利益相反回避措置が講じられており、本取引の手続は公正なものであると考えられる。

- ア 当社における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
- ・ 当社は、当社取締役会において本取引の是非を検討するに際して、当社の意思決定過程の恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、本特別委員会を設置することとし、当社及び新日本科学並びに本取引の成否からの独立性を担保するため、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役及び社外監査役合計4名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対して、本諮問事項に対する意見（答申）の提出を委嘱した。本特別委員会は、2022年3月22日から2022年6月1日までの間に合計13回開催され、本諮問事項について慎重に検討及び協議した。また、本特別委員会は、2022年4月22日に当社が新日本科学から本公開買付価格を1株当たり780円とする提案を受けてから、2022年5月31日に新日本科学が本公開買付価格を1株当たり900円とする本特別委員会の最終提案を受け入れるまでの過程において、本公開買付価格に関して、新日本科学との間で自ら直接交渉を行った。そして、以上の経緯を踏まえ、本特別委員会は、2022年6月1日付で、当社取締役会に対して、委員4名の全員一致により、本答申書を提出することを決定した。
 - ・ 本特別委員会は、当社及び新日本科学並びに本取引の成否からの独立性を有する委員4名から構成され、本諮問事項を検討するために必要な情報の提供及び当社のアドバイザー等からの専門的助言を受けた上で、本諮問事項について慎重に検討及び協議したほか、本公開買付価格に関して新日本科学との間で自ら直接交渉を行うなど、当社における本取引の検討及び交渉を主導したと認められる。
 - ・ 2022年6月1日開催の当社取締役会においては、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うことが予定されている。

- イ 当社における独立したアドバイザー等からの専門的助言の取得
- ・ 当社は、Stand by C から当社株式価値算定書を取得したほか、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び新日本科学から独立した法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程及び方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受け、また、当社及び新日本科学から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてJCPを選任し、新日本科学との交渉方針等に関する助言を受けた上で、本取引の検討及び交渉を行ったと認められる。
- ウ 当社における利益相反のおそれのある取締役の不関与
- ・ 当社の代表取締役会長である中川博司氏及び当社の代表取締役社長である中川賢司氏は、新日本科学との間で、本応募契約をそれぞれ締結する可能性があることに鑑み、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保するため、本意向表明書の受領以降は、当社取締役会における本取引に係る審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において新日本科学との間の本取引に係る協議及び交渉にも参加していない。そして、中川博司氏及び中川賢司氏は、2022年6月1日開催予定の当社取締役会における本取引に係る審議及び決議にも参加しない予定である。
 - ・ 当社においては、本取引に係る意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除する観点から、適切な措置が講じられていると認められる。
- エ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)
- ・ 本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を上回る買付予定数の下限が設定されることにより、新日本科学の利害関係者以外の当社の株主の過半数が賛同しない限り、本公開買付けは成立しないこととなるため、当社の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると認められる。
- オ 新日本科学における他の買付者からの買付機会を確保するための措置
- ・ 新日本科学は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）を30営業日に設定し、また、新日本科学は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことである。

- ・ 本公開買付けにおいては、公開買付期間が比較的長期に設定され、対抗的な買付け等の機会も確保されており、本公開買付けの公正性の担保に配慮されていると認められる。

(d) 本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

上記(a)乃至(c)のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものであり、本取引の取引条件は公正かつ妥当なものであり、かつ、本取引の手続は公正なものであると考えられることを踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(e) 上記(a)乃至(d)を踏まえて当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記(a)乃至(d)を踏まえると、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考えられる。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び新日本科学から独立した法務アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程及び方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び新日本科学の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る西村あさひ法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、当該報酬には本公開買付けを含む本取引の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2022年6月1日開催の取締役会において、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、JCP から受けた財務的見地からの助言及び Stand by C から提出を受けた当社株式価値算

定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、また、本公開買付け価格を含む本取引の取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討及び審議を行いました。

その結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2022年6月1日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付け価格を含む本取引の取引条件が妥当なものであると判断し、審議及び決議に参加した当社の取締役（取締役合計6名のうち、代表取締役会長である中川博司氏及び代表取締役社長である中川賢司氏を除いた取締役4名（うち社外取締役3名））の全員一致により、本公開買付けに対して賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当該取締役会には当社の監査役3名（うち社外監査役2名）が出席し、その全員が当該決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の代表取締役会長である中川博司氏及び当社の代表取締役社長である中川賢司氏は、新日本科学との間で本応募契約をそれぞれ締結する可能性があることに鑑み、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保するため、本意向表明書の受領以降は、上記取締役会における審議及び決議を含めて、当社の取締役会における本取引に係る審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において新日本科学との間の本取引に係る協議及び交渉にも参加していません。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限の設定

新日本科学は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を1,999,200株（所有割合66.67%）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、新日本科学は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。買付予定数の下限である1,999,200株（所有割合66.67%）は、本決算短信に記載された2022年3月31日現在の当社の発行済株式総数（2,998,800株）から、応募予定株主が所有する当社株式の全て（合計680,400株）を控除した株式数の過半数に相当する株式数（1,159,201株、これは、新日本科学と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数にあたります。）に、応募予定株主が所有する当社株式の全て（合計680,400株）を加えた株式数（1,839,601株、所有割合61.34%）を上回るものとすることです。これにより、当社の少数株主の皆様の意思を重視して、新日本科学

の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

⑦ 新日本科学における他の買付者からの買付機会を確保するための措置

新日本科学は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付期間を 30 営業日に設定しているとのことです。新日本科学は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について新日本科学以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、新日本科学は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことです。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 2 号）

新日本科学は、本売渡対価の全てを、新日本科学が保有する現預金により支払うことを予定しているところ、新日本科学が本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出した 2022 年 5 月 31 日時点の新日本科学の残高証明書を確認した結果、新日本科学が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していることに加えて、新日本科学によれば、同日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、新日本科学による本売渡対価の支払のための資金の準備状況及び確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 3 号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付し、当該方法による本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて新日本科学が指定した方法により本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付ま

での期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事由はありません。

以 上